

研究者の倫理について（覚書）

近年、体育・スポーツに対する社会的、教育的関心が急速に高まるとともに、その科学研究に対する期待がますます増大している。他方、国内的にも国際的にも、生命の尊厳や人格の尊重、あるいは動物愛護の観点から、研究者の研究上の倫理にかかわる勧告や規定などが出されている。わが国でも、人間や動物を対象とした研究に関する倫理指針に基づき、倫理審査委員会を充実させることや研究実施体制を確保することが各研究機関に求められている。人間を対象とすることの多いわれわれ体育学の研究者は、研究の遂行に当たって、目的の設定、計画の立案、方法の選択、被験者の選定、実験・調査の実施、結果の分析・処理、経過の公表などのすべての過程にわたって、人権の尊重と安全の確保を最優先し、かつ法に基づいて研究が行われることに充分の配慮を払うべきことを改めて確認しなければならない。また動物を対象とする研究においても、動物愛護の精神に基づいて、同様の倫理的配慮がなされなければならない。社会的、教育的要請に応じて、体育学を一層発展させるために、われわれ日本体育・スポーツ・健康学会会員は、このことを個人として正しく認識し、会員相互に徹底を図るとともに、研究を行うにあたっては、所属する機関や組織などにおいて、倫理審査を受けることをその責務と考えるべきである。なお、体育学の研究成果の応用される場である体育・スポーツの実践に対しても、研究者、あるいは指導者として、同様の倫理的配慮が十分になされていることを再認識する必要がある。

（平成23年6月11日の平成23年度総会において採択）

（2021年4月1日の学会名称変更）